

令和 5 年 9 月 日

新潟県知事 殿

名 称	加茂市
住 所	新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号
代表者の氏名	藤田明美

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第 79 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

加茂市
新潟県加茂市幸町 2 丁目 3 番 5 号
加茂市長 藤田明美

2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

3. 路線又は運送の区域

(1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程	備考
1	水源地	加茂駅	市役所前	17.8	往復
2	加茂美人の湯	加茂駅	市役所前	13.8	往復
3	加茂美人の湯	加茂駅	市役所前	11.8	往復
4	国道・新飯田新町	加茂駅	丸山商店	16.4	往復
5	国道・新飯田新町	加茂高校	加茂駅前	10.7	
6	加茂病院前	加茂駅	国道・新飯田新町	13.2	
7	上高柳	加茂駅	市役所前	27.8	
8	市役所前	加茂駅	上高柳	36.0	
9	七谷コミュニティセンター	加茂駅	市役所前	11.3	
10	上土倉	加茂駅	市役所前	17.0	

11	村松駅	加茂駅	市役所前	32.1	
12	五十嵐商店前	加茂駅	市役所前	188	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う路線については、備考欄にそれぞれ明記すること

(2) 運送の区域

区 域	備 考
主に加茂市	

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送を行う運送の区域については、備考欄にそれぞれ明記すること

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
加茂市環境課	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バス		普通自動車 (軽)		合 計	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行		
	保有	8		()		8	
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	持込	*		()	*	()	*
		自動運行	特定自動運行	自動運行	特定自動運行	/	
	合計	8		()		8	

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

自動運行旅客運送（特定自動運行旅客運送を除く。）又は特定自動運行旅客運送の用に供する自動車については、それぞれ「自動運行」欄又は「特定自動運行」欄内に内数で記載すること

事業用自動車については、* 欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

加茂市民及びその親族、その他加茂市に日常の用務を有する者

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)

別紙の通り

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (11) (自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類
- (12) (特定自動運行旅客運送を行おうとする場合) 当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第75条の12第1項の許可の見込みに関する書類

令和 5 年 9 月 日

新潟県知事 殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

記

1. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

2. 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

(名称) ※ 地域公共交通会議等が設置されていない場合は、協議を行った関係者を列記すること

(対象市町村)

3. 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

4. 運送主体の名称、住所、代表者の氏名

5. 調った協議の内容

(1) 路線又は運送の区域

(2) 旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

(3) 運送しようとする旅客の範囲

6. その他特記事項

(年号) 年 月 日

(地域公共交通会議等の名称) 主宰者 ○○ 市長

※ 地域公共交通会議等が設置されていない場合は、対象市町村の長

(年号) 年 月 日

新潟県知事 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

交通空白地有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書 (年度)

	日付	持込み者	車両登録番号	使用時間	理由
例	3月14日	〇〇交通	〇〇200あ123	〇時間	故障車両の代替
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※ この報告書は、前年4月1日から本年3月31日の間に係る運行を受託している交通空白地有償運送において、事業用自動車を使用した分について記載すること。

新潟県知事 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和5年 9月 6日

名 称	加茂市
住 所	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
代表者の氏名	加茂市長 藤田明美

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（ 加茂市 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1	長岡弘	個人情報のため割愛	大型	2種
2	中村喜家		大型	2種
3	青柳学		大型	2種
4	小林茂彦		大型	2種
5	川上修		大型	2種
6	番場雅昭		大型	2種
7	今井藤雄		大型	2種
8	山崎新一		大型	2種
9	横木喜宏		大型	2種
10	中村誠		大型	2種
11	広瀬良一		大型	2種
12	土田佳伸		大型	1種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

新潟県知事 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

令和5年 9月 6日

名 称	加茂市
住 所	新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
代表者の氏名	加茂市長 藤田明美

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ 加茂市 ）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

また、乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者として就任した場合には、道路運送法施行規則第 51 条の 18 に規定する国土交通大臣が告示で定める講習を受講することを宣誓致します。

令和 5 年 9 月 6 日

住 所
氏 名 井 上 毅

- ※ 乗車定員 11 人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員 10 人以下の車両を 5 両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 51 条の 17 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	加茂市
-------------	-----

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ 加茂市環境課 ）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	資格の種類	委託	協力
1	井上毅		安全運転 管理者		
2					
3					

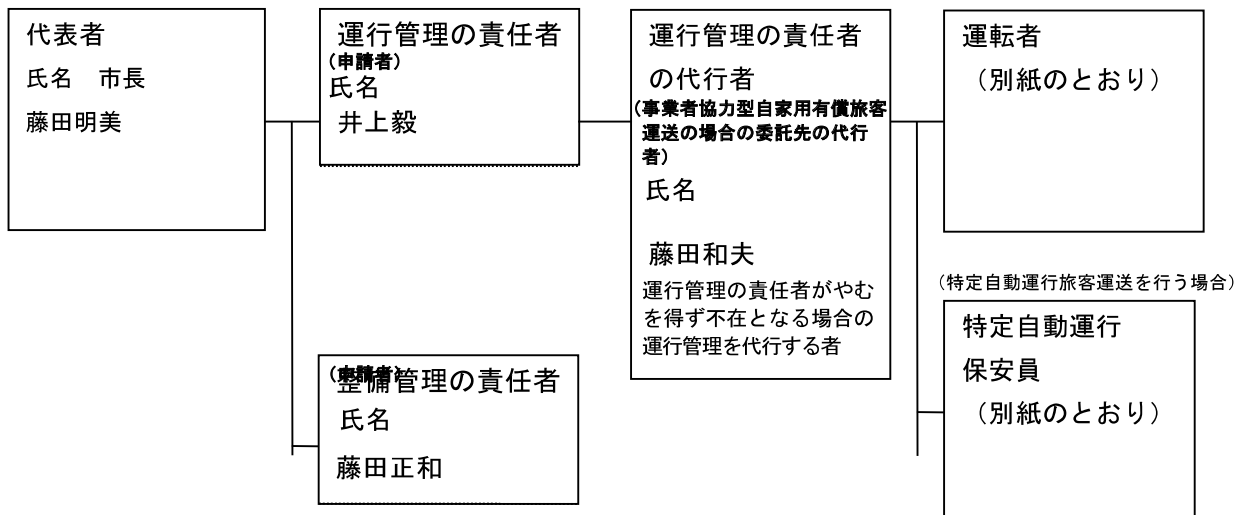
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	協力
1	藤田正和		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

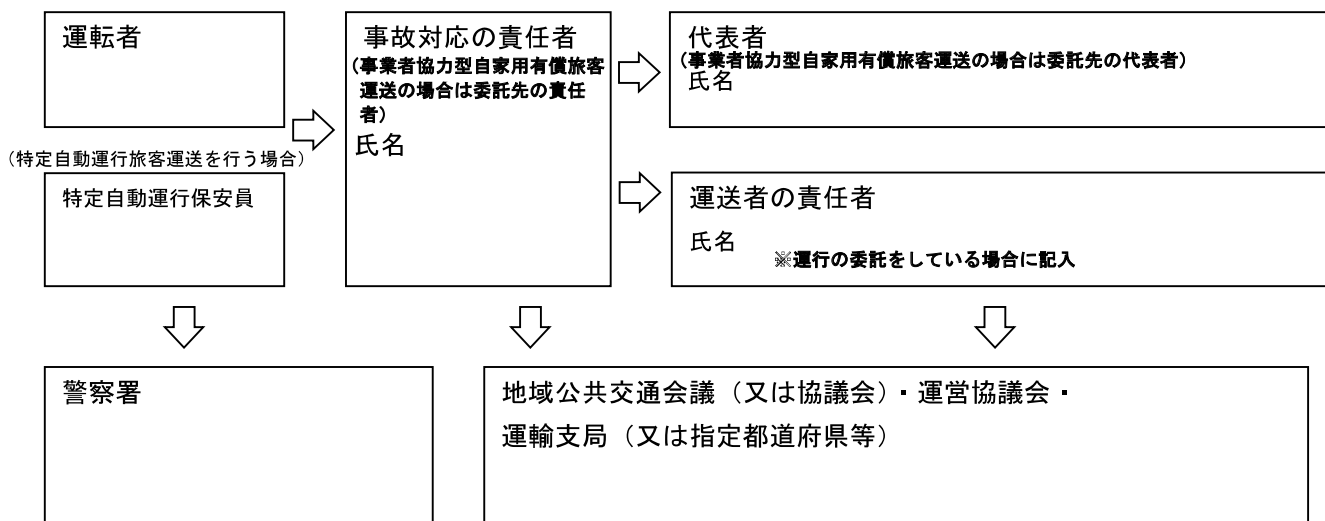
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



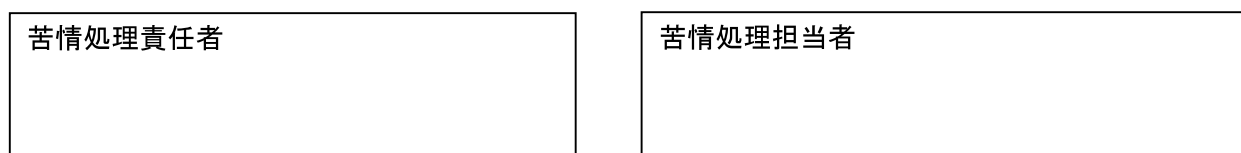
(エ) 非常通報装置・非常停止装置（特定自動運行旅客運送を行う場合）

施行規則第51条の16の2第1項第2号イに定める装置を当該特定自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車に備えていることを証する書類は別紙のとおり。

2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第8号

新潟県知事 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・500万円）

令和5年 9月 6日

名 称 加茂市
住 所 新潟県加茂市幸町2丁目3番5号
代表者の氏名 加茂市長 藤田明美

かもんバスとは？

加茂市が運行する市営バスです。
 須田線、七谷線の2路線が市内各所と加茂駅、加茂病院、商店街を結びます。
 また、朝の時間帯の通勤通学に対応する早朝路線が運行しています。

運賃

- ・運賃は「**後払い**」です。
- ・現金、回数券がご利用いただけます。



区分		市内	市外
大人	中学生以上	200円	400円
小児	小学生	100円	200円
幼児	小学生未満	無料	無料



- ※乗降する停留所の片方もしくは両方が市外の場合は市外運賃となります。
- ※身体・知的・精神障がいがある方、および介助者は大人料金の半額です。割引を受けるためには各種手帳の提示が必要です。

■ 定期券

種別	区間	料金
一般定期券	200円(市内)	6,000円 / 月
	400円(市外)	12,000円 / 月
通学定期券 (中・高・大)	200円(市内)	3,600円 / 月
	400円(市外)	7,200円 / 月
障がい者・小児 定期券	200円(市内)	3,000円 / 月
	400円(市外)	6,000円 / 月

- ※1か月～6か月まで選べます。
- ※早朝バスのみご利用の場合は、半額の定期券を販売いたします。(須田線、七谷線ではご利用いただけません)
- ※通学定期券をご購入の際は、学生証など在学习中であることが分かるものをお持ちください。
- ※障がい者定期券をご購入の際は、各種手帳をお持ちください。

■ 回数券

種別	料金
100円券11枚綴り	1,000円
200円券11枚綴り	2,000円
400円券11枚綴り	4,000円

※かもんタクシーでも使用できます。

販売場所

定期券

- ・加茂市役所 環境課
- ・加茂市役所 健康福祉課
- ・上条コミュニティセンター
※上条コミセンでは土日祝日も販売を行っています。

回数券

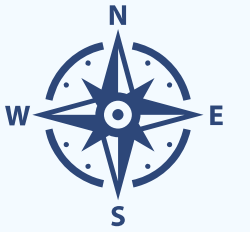
- ・加茂市役所 環境課
- ・加茂市役所 健康福祉課
- ・勤労青少年ホーム
- ・中央コミュニティセンター
- ・上条コミュニティセンター
- ・下条コミュニティセンター
- ・須田コミュニティセンター
- ・七谷コミュニティセンター

加茂市公共交通マップ



かもんバスの変更点

- ・「旭町」停留所の廃止
- ・「早朝 猿毛線」の一部ルート変更
(「大橋～穀町」を「若宮町～本町」に変更)
- ・バスと電車を乗り継ぎしやすい時刻に調整



かもんバス

	須田線
	七谷線
	七谷帰宅便
	早朝 猿毛線
	早朝 土倉・猿毛線
	早朝 高柳線
	早朝 村松線
	早朝 天神林・長福寺線

路線バス

	新潟交通観光バス
	越後交通

かもんタクシー運賃エリア

須田 エリア	須田地区
西地区 エリア	加茂新田、山島新田、天神林
狭口 エリア	狭口地区、桜沢
七谷 エリア	七谷地区
市街地 エリア	市内の上記以外の区域
村松 エリア	五泉市内のかもんバス停留所 (降車のみ)
田上町 エリア	田上町内の一部医療施設

